

内閣総理大臣 菅 直人 様  
厚生労働大臣 細川 律夫 様  
文部科学大臣 高木 義明 様

2011年8月8日  
全国保険医団体連合会  
地域医療対策部会  
医科部長 中島 幸裕

### 感染症における登園停止の取扱いの統一のお願い

前略 感染症への対応に対するご尽力に敬意を表します。

さて、インフルエンザ罹患時の登園許可について、学校保健安全施行規則19条では、「…解熱した後2日を経過するまで」出席停止となっていますが、2009年8月に厚生労働省より出された「保育所における感染症対策ガイドライン」では、「症状が始まった日から5日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から7日目まで又は解熱した後、3日を経過するまでは、登園を避けるよう保護者に依頼します」とされており、同じ年齢の幼児でも、幼稚園児と保育園児では取扱いが異なります。

また、腸管出血性大腸炎感染時の取扱いについては、「保育所における感染症対策ガイドライン」では、「症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌院生が確認されたもの」となっていますが、1996年8月20日付文部省体育局長通知では、登園停止、出席停止の措置はとらないことになっています。

こうした取扱いの違いは、現場の医療機関、保護者などに混乱をもたらしています。医療の現場において混乱がおきないように、次の対策をとられるよう要望します。

### 記

- 一 感染症対策に関する取扱いについて、文部科学省と厚生労働省において統一を図ること。
- 一 感染症対策以外についても、厚生労働省と他の省庁において、基準に一貫性を持たせるよう、留意すること。

以上